

# 令和9・10年度学校給食用めん加工委託工場指定方針

令和8年5月1日

公益財団法人静岡県学校給食会

## 1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用めん加工委託工場として指定されている工場で、引き続き指定を希望する工場（以下、「指定更新希望工場」という。）。
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」に適合し、静岡県学校給食会（以下、「給食会」という。）が必要と認めた工場（以下、「新規指定希望工場」という。）。

## 2. 指定申請書の提出

指定更新希望工場及び新規指定希望工場は、「委託工場指定申請書」に次の必要書類を添付して令和8年6月30日（火）までに給食会へ提出する。

- ①工場平面図（施設の間取り、機械・器具の配置が明示されているもの）
- ②納税証明書または完納証明書（代表者個人の令和7年度市町県民税に係るもの）
- ③食品衛生監視票（令和7年7月以降のもの、写し可）

なお、指定更新希望工場が静岡県学校給食めん協同組合（以下「組合」という。）に所属する場合は、組合を通じて給食会へ提出する。

## 3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は、「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、令和8年9月から実施する。
- (3) 委託工場選定委員会は、令和8年12月17日に実施する。

## 4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会及び工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

## 5. 委託工場及び学校割当決定の時期

令和9年2月に行う理事会で決定する。